



国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所

TOPICS

遠賀川河川事務所の最新情報を配信

平成26年2月14日

平成26年度 災害時協力会社の公募について

〈大規模災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のため〉
(ポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備及び災害対策用機械の運搬)

～ 災害時の応急対策工事等 ～

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

当事務所では、災害時にポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備における機能維持及び災害対策用機械の運搬について建設業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成26年度の協定の締結をすることとしました。

応募の期限は平成26年3月7日(金)です。技術資料等説明書の交付は、遠賀川河川事務所 管理課でいたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL:0949-22-1830
FAX:0949-22-2859
メールアドレス: onga@qsr.mlit.go.jp

このトピックスに関する問合せ先

マツオカ・イデ
遠賀川河川事務所 管理課 松岡・井手
電話番号:0949-22-1830(代)

公 告

「平成26年度 遠賀川河川事務所管内における排水ポンプ設備の災害時等 応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり公告します。

平成26年2月14日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成26年度 遠賀川河川事務所管内における排水ポンプ設備の災害時等応急
対策工事（業務）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

遠賀川水系において、遠賀川河川事務所が直轄で管理する排水ポンプ設備に関
わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急
的に処置の必要な箇所の発見及び応急復旧工事又は対策工事及び工事に伴う設計
業務等を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくこと
により被害施設の早期発見と復旧及び災害の拡大防止に期することを目的とした
ものである。

(3) 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし排水ポンプ設備を
対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、
災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの命令があっ
た場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の
直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

(4) 基本協定期間

平成26年4月1日（予定）から平成27年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業実績に基づく信頼度
- ③ 機械設備の災害時等応急対策工事協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数

⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。
なお、管内における本協定締結業者は5社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の機械設備工事かつ平成25・26・27年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を平成26年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事（業務）請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加

資格を満足する社を対象とする。

- (7) 平成10年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の揚水又は排水ポンプ設備(揚排水を目的とした陸用ポンプ設備)の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 松岡 忠浩 (内線331)
専門官 井手 隆幸 (内線502)
電話 0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成26年2月14日(金)から平成26年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加意志確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成26年2月14日(金)から平成26年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAX又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

「平成26年度 遠賀川河川事務所管内における堰・水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり公告します。

平成26年2月14日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成26年度 遠賀川河川事務所管内における堰・水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

遠賀川水系において、遠賀川河川事務所が直轄で管理する堰・水門設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見及及び応急復旧工事又は対策工事及び工事に伴う設計業務等を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害の拡大防止に期することを目的としたものである。

(3) 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし堰・水門設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの命令があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

(4) 基本協定期間

平成26年4月1日（予定）から平成27年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業実績に基づく信頼度
- ③ 機械設備の災害時等応急対策工事協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数

⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。
なお、管内における本協定締結業者は10社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に参加する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の機械設備工事かつ平成25・26・27年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を平成26年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事（業務）請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加

資格を満足する社を対象とする。

- (7) 平成10年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の堰・水門（扉体面積10m²以上）の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）
 専門官 井手 隆幸（内線502）
電話 0949-22-1830（代）
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成26年2月14日（金）から平成26年3月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
 2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加意志確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成26年2月14日（金）から平成26年3月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAX又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

「平成26年度 遠賀川河川事務所管内における小形水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり公告します。

平成26年2月14日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成26年度 遠賀川河川事務所管内における小形水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

遠賀川水系において、遠賀川河川事務所が直轄で管理する小形水門設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見及及び応急復旧工事又は対策工事及び工事に伴う設計業務等を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害の拡大防止に期することを目的としたものである。

(3) 基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし小形水門設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの命令があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

(4) 基本協定期間

平成26年4月1日（予定）から平成27年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業実績に基づく信頼度
- ③ 機械設備の災害時等応急対策工事協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数

⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。
なお、管内における本協定締結業者は5社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に参加する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の機械設備工事かつ平成25・26・27年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を平成26年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事（業務）請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加

資格を満足する社を対象とする。

- (7) 平成10年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の小形水門（扉体面積10m²未満）の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）
 専門官 井手 隆幸（内線502）
電話 0949-22-1830（代）
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成26年2月14日（金）から平成26年3月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
 2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加意志確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成26年2月14日（金）から平成26年3月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAX又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

「平成26年度 遠賀川河川事務所管内における災害対策車の運搬等に関する基本協定の締結」

次のとおり公告します。

平成26年2月14日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成26年度 遠賀川河川事務所管内における災害対策車の運搬等に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき、災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定内容

1. 遠賀川河川事務所長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて応急対策業務を要請することができるものとする。
2. 前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、遠賀川河川事務所長の指示により応急対策業務を実施するものとする。
3. 遠賀川河川事務所長は、国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
4. これらの業務を適切に対応が出来るよう、河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(4) 基本協定期間

平成26年4月1日（予定）から平成27年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業実績に基づく信頼度
- ③ 機械設備の災害時等応急対策工事協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数
- ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離

などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。

なお、管内における本協定締結業者は5社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の機械設備工事かつ平成25・26・27年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を平成26年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出

期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事(業務)請負契約に係わる指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止をうけていないこと。

- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体(経常共同企業体を除く)で参加資格を満足する社を対象とする。
- (7) 平成10年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の機械設備の設置又は修繕工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課
担当：管理課長 松岡 忠浩 (内線331)
専門官 井手 隆幸 (内線502)
電話 0949-22-1830 (代)
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成26年2月14日(金)から平成26年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

(3) 協定締結参加意志確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成26年2月14日(金)から平成26年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、FAX又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵

便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。